

| 回答時No. | 公表資料名称 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 市回答 |
|--------|---------------|---|-----|-----|-----|---------------------|---|--|
| 1 | 要求水準書別紙 | | | | 別紙7 | 既存施設_配置図 | 別紙7 既存施設_配置図の精度について | 別紙7 既存施設_配置図は国土地理院の地図上にプロットしたもので、施設配置の参考としてお使いください。 |
| 2 | 支払方法説明書 | 3 | 第2 | 1 | (4) | ●運営業務の対価 | ・支払方法説明書において、収納代行による収納金を、サービス対価から控除することになっております。 ＝特定事業契約書(案)等と整合がとれていないようです。 | 概要欄の説明を「・本施設の運営業務に要する費用から利用料金収入等を差し引いた費用」から、「「・本施設の運営業務に要する費用」に修正します。 |
| 3 | 提案審査様式集 | | | | | 提一様式2-5 | ・サービス対価から控除されない場合、提一様式2-5 (1)収入欄には、どのような収入を想定されているのでしょうか？ | 対価の内訳表には不要ですので、「(1)収入」行を削除します。 |
| 4 | 提案審査様式集 | | | | | 提一様式2-5 | ■サービス購入料Eには、 (2)運営費(支出)の合計から、(1)収入を控除した金額を記入？ それとも、(2)運営費(支出)合計？ →同一様式に同額の記載箇所が2つ？ (2)運営費(支出)合計が正ならば、 様式5-2-3 における 「市からの収入」との整合はどのように考えるのでしょうか？ | 「サービス購入料E(運営業務の対価)」には平準化したサービス購入費を記入してください。サービス購入料以外の欄は、提案する内容・工程に合わせ、各年度の支払予定額を記入してください。 |
| 5 | 提案審査様式集 | | | | | 提一様式2-5 / 提一様式5-2-3 | 提案審査様式5-2-3・同2-5 では、収納代行によって得る収入を「事業者の収入」として取り扱っているのですか？＝当該収入分をサービス対価の一部(相当)とする？ ＝サービス対価からの控除と同義。 ※収納代行ではなく、指定管理者制度における利用料金制の考え方？ | 提案審査様式5-2-3・同2-5 では、収納代行によって得る収入を「事業者の収入」としていません。提案審査様式5-2-3の「その他の収入」には、利用者受付業務の物品販売による収入の記入を想定しています。 |
| 6 | 募集要項等質問に対する回答 | | | | | NO.1 | 2/15付けNo.1のご回答で、「12月中に完了できるのであれば、時期は提案可能です。」は、「12月中に引渡し完了を求めているので、引渡し時期を早めた提案は可能」と理解するとともに、その場合は、サービス購入料B-1の支払い時期もスライドされる(市の完成確認後に一括支払)と理解していますが、正しいでしょうか？ | 募集要項p.6 (11)スケジュールの通り、当初より既存施設の解体撤去及び駐車場等整備のは令和6年12月までを予定していました。 |
| 7 | 募集要項等質問に対する回答 | | | | | NO.2 | 災害発生時でも、火葬炉設備が通常の火葬件数で3日間運転可能な燃料を、市内で調達できる場合はこの限りではないと理解して良いでしょうか。 | 燃料の供給途絶に備え、3日分の燃料を敷地内に備蓄することを原則としますが、供給途絶時に即座に復旧できることや、代替燃料等により火葬業務が滞りなく実施できることが確約できれば、この限りではないと考えますので、ご提案ください。 |
| 8 | 募集要項等質問に対する回答 | | | | | NO.42 | 2/15付公表の回答NO.42にて、「引き渡し後の開業準備期間中の維持管理費、運営費及び水光熱費は、市が負担しますので、」との回答ですが、支払方法説明書p.2,3 第2 (2)開業準備業務に係る対価(サービス購入料D)の●光熱水費の概要の記載と不整合ではないでしょうか？ | 2/15公表の回答NO.42について、「引き渡し後の開業準備期間中の維持管理費、運営費及び水光熱費は、市が負担しますので、」との回答を、「引き渡し後の開業準備期間中の維持管理費、運営費及び水光熱費は、事業者の負担とし、サービス購入費の対象としますので」と修正します。 支払い方法説明書の通り、開業準備期間中のサービス購入費に光熱水費を含みますので、開業準備業務中及び運営期間中とも、次の通りと市では考えています。 ・提案価格の対象か: 対象 ・供給事業者との契約者: 市 ・供給事業への支払い: 市 ・事業者から市への支払い: あり(実費相当額) |
| 9 | 募集要項等質問に対する回答 | | | | | NO.45 | 2/15付公表の回答NO.25のご回答(指定管理指定は行わない)と、同No.45のご回答(指定管理協定書を後日追加公表する)が、不整合ではないでしょうか。 | 2/15付公表の回答No.45にて、特定事業契約書(案)の別紙10を後日追加公表するとしていましたが、本事業では指定管理制度を導入しませんので、別紙10は除くこととします。 |